

沖縄市平和大使に関する要綱

(平成 15 年 4 月 1 日決裁)

改正 平成 17 年 4 月 8 日決裁 平成 20 年 4 月 1 日決裁

平成 21 年 4 月 1 日決裁 平成 24 年 2 月 29 日決裁

平成 26 年 2 月 25 日決裁 令和 3 年 3 月 24 日決裁

令和 6 年 1 月 10 日決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、沖縄市の平和行政の一環として設置する沖縄市平和大使（以下「平和大使」という。）の任務等に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(平和大使の任務)

第 2 条 平和大使は、市が実施する研修を通して平和について学び、平和への思いを未来へ受け継ぐものとする。

2 平和大使は、日本国憲法の理念のもと、戦争のない社会、一人ひとりの生命を限りなく大切にする人間尊重の社会を守り発展させるため、日常的に生活の中で平和を考え、平和社会を創りあげる活動を行うこととする。

(平和大使の選任)

第 3 条 平和大使は、思想、信条及び宗教の如何を問わず、沖縄市民の代表として広く平和を愛する者から選任する。

2 平和大使の定数は 20 名以内とし、市内各中学校から推薦のあった男生徒 1 名、女生徒 1 名（以下「中学生大使」という。）を選任すると共に、社会人大使枠公募等による者を選任する。

3 中学生大使は、各学校長の推薦を受け、保護者の承諾を得た生徒から市長が任命する。

4 中学生大使は、任命後に本人又は保護者から辞退の申し出があった場合は、同じ中学校から補充するものとする。

5 社会人大使は、市民部選定委員会によって選任された者から市長が任命する。

(研修)

第 4 条 平和大使の研修は、次の各号によるものとする。

(1) 研修期間は 1 年以内とし、市が作成する研修日程をもとに実施する。

(2) 研修は県内研修及び県外研修で構成する。

(3) 県外研修は、8 月に長崎又は広島等で行うものとし、期間は原則として 1 週間以内とする。

(4) 前各号の規定については、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(経費の負担)

第 5 条 市は、交通費、航空運賃、宿泊費、食糧費、施設入場料、傷害保険料等の研修に係る経費を負担する。ただし、自宅等から市役所までの交通費は除くものとする。

(平和大使の登録及び協力)

第6条 平和大使には認定状を交付し、平和大使台帳に登録するものとする。

2 平和大使は、研修終了後も市が行う平和推進事業に積極的に参加し、協力するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月8日決裁)

この要綱は、平成17年4月8日から施行する。

附 則(平成20年4月1日決裁)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日決裁)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月29日決裁)

この要綱は、平成24年2月29日から施行する。

附 則(平成26年2月25日決裁)

この要綱は、平成26年2月25日から施行する。

附 則(令和3年3月24日決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年1月10日決裁)

この要綱は、令和6年1月11日から施行する。